

スチュワードシップ活動の概況報告（2019年7月～2020年6月）

- ・三井住友海上火災保険（以下「当社」）は、「責任ある投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>（以下「本コード」）への対応方針（当社方針は[こちら](#)）を踏まえ、スチュワードシップ活動に取り組んでいます。
- ・また、当社は、投資先企業やその事業環境等に関する理解を深めるとともに、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を考慮した投資先企業との建設的な「目的を持った対話」等を通じ、中長期的な視点で投資先企業の企業価値向上、毀損防止に努めるとともに、持続的成長を促し、スチュワードシップ責任を果たしてまいります。

2019年7月～2020年6月に実施した、投資先企業との対話状況および議決権行使の結果を報告します。

なお、2020年3月に公表された本コードの改訂を受けて、開示項目の拡充を図りました。新たに公表した事項は以下のとおりです。

- ・議案種類ごとの主な確認事項・賛否判断の基準
- ・議決権行使事例：議決権行使基準に抵触したものの、賛成とした議案

1. 投資先企業との対話

（1）対話における基本方針

- ・当社は、中長期的な視点で投資先企業の企業価値向上や毀損防止に努めるとともに、持続的成長を促す観点から、経営上の課題や株主還元、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）等のテーマで投資先企業と建設的な対話を行い、認識を共有するとともに、必要に応じて株主の立場から意見を伝えました。
- ・当社は、本コードにかかる当社の対応方針を説明したうえで、保有株式の時価上位の主要投資先企業を中心に対話を行いました。また、当社の議決権行使に係る賛否判断の基準に抵触した議案のある投資先企業と対話を行い、当社としての課題認識を伝えるとともに、改善状況や改善見通しを確認するなど意見交換を行いました。
- ・対話の実施状況は以下のとおりです。

	企業数
対話実施企業数	194社

(2) 対話に関する基本方針および対話の具体例

- ・ 当社は、投資先企業との対話に際しては、以下のテーマを中心に取組の状況等を確認することとしております。

対話のテーマ	具体的な内容
決算状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今期業績および次期以降の見通し ・ 収益性および成長性の向上策 ・ 短期的なリスク要因
経営戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営計画の達成見込み、進捗状況 ・ 中長期的な投資方針 ・ 事業戦略におけるサステナビリティの考慮
株主還元	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利益配分や内部留保に関する方針 ・ 配当に関する考え方・指標
事業リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業におけるリスク要因への対応状況 ・ B C P（事業継続計画）の策定状況
ESG (環境・社会・ガバナンス)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が環境に及ぼす影響および対応策 ・ 社会課題と事業との関連性 ・ 社外役員の選任状況および期待する役割 ・ 社外役員の取締役会等への出席状況 ・ コーポレートガバナンス・コードへの対応状況

- ・ 非財務情報に着目した対話の事例は以下のとおりです。

事例①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に関する経営陣の強いコミットメントと社内取組みの活性化を確認。取締役会傘下の委員会で環境目標について論議のうえで、経営計画に織り込み、中長期的なCO2削減目標の達成に取り組んでいる。 ・ また、外部へのディスクロージャーや株主や投資家との対話にも積極的である。
事例②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業価値向上を目指した取組として、環境負荷の少ない商品企画、女性社外取締役の選任、有害物質を使用しない約束を取引前に取り付けする等の取組を着実に実施している。 ・ 一方、企業の開示情報は、関係法令や上場証券取引所の定める適時開示情報（財務情報）を自社HPに掲載するにとどまっている（統合報告書類の作成なし。）。

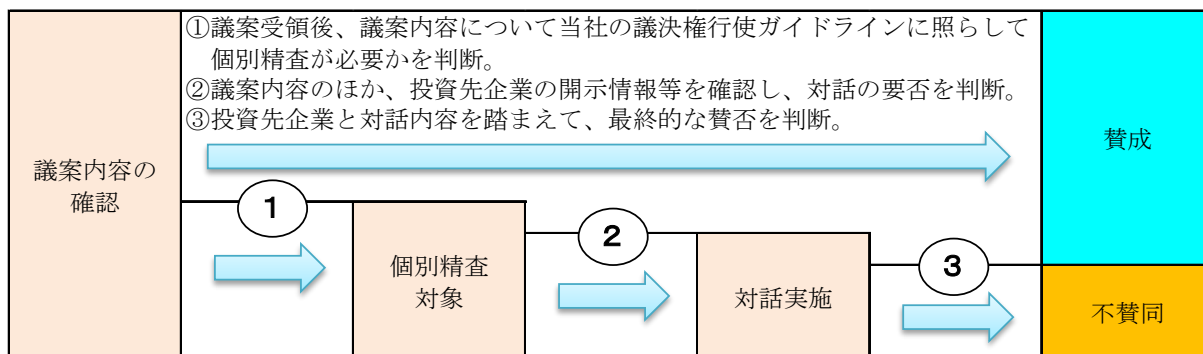
- ・ 議決権行使時の対話による改善事例は以下のとおりです。

事例① 株主還元	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年は配当性向が当社基準を下回っていたが、対話を通じて株主還元方針を確認できたため、議案に賛成。 ・ 今年は配当性向が当社基準を上回る水準まで改善された。
事例② ガバナンス体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年は社外取締役が不在のため、取締役の選任議案に不賛同。社外取締役の有用性と候補者の選任を要請して来た。 ・ 今年は独立社外取締役が新たに選任されたため、議案に賛成した。

2. 議決権行使

(1) 議決権行使の考え方

- ・ 当社は、議決権行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えています。当社は、定型的・短期的な基準で画一的に賛否判断するのではなく、当該企業との対話内容等を踏まえて、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点で議決権を行使しています。
- ・ 当社の議決権行使のプロセスは以下のとおりです。



(2) 議決権行使に係る賛否判断の基準

- ・ 当社は、議決権行使に係る賛否判断の基準を設けており、基準に抵触する議案は、議案内容の詳細を確認し、必要に応じて投資先企業と対話を行っています。なお、議案の賛否は、対話の内容等を踏まえたうえで判断しています。
- ・ 議決権行使の賛否判断の基準は、定期的に見直しを行っております。2020年3月に基準の一部を見直し、現在は以下の基準で各議案を確認しております。

<議案種類ごとの主な確認事項・賛否判断の基準>

議案種類	確認事項	主な賛否判断の基準・観点
剰余金の処分	・ 株主還元の状況	・ 直近期の配当性向が10%未満
取締役の選任	・ 企業価値の向上状況	・ 直近3期連続経常赤字または直近期の配当性向が10%未満
	・ 不祥事等の発生状況	・ 再発防止策の策定状況
	・ 独立社外取締役の選任状況	・ 金融商品取引所に独立役員として届出（予定を含む）がある社外取締役が不在
監査役の選任	・ 取締役会等の出席状況	・ 出席率（直近期）が2/3未満
	・ 不祥事等の発生状況	・ 再発防止策の策定状況
役員報酬・賞与	・ 取締役会、監査役会の出席状況	・ 出席率（直近期）が2/3未満
役員に対する退職慰労金・弔慰金	・ 企業価値の向上状況	・ 直近3期連続経常赤字または直近期の配当性向が10%未満
	・ 不祥事等の発生状況	・ 再発防止策の策定状況
新株予約権の発行および株式報酬	・ 業績連動採用の有無、付与対象者	・ 業績連動とする合理性
	・ 既存株主の持分割合減少有無	・ 付与対象に社外の者の有無
定款変更	・ 5%以上（単年度）の減少	・ 既存株主の権利毀損の可能性
買収防衛策	・ 個別に精査	・ 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか 等
株主提案	・ 個別に精査	・ 中長期的な企業価値の向上および持続的成長に資するか

(3) 議決権行使の結果

- ・当社では、議決権行使に係る賛否判断は、議決権行使に関する基本方針（原則5）に基づき、営業部門から独立した財務部門が単独で行っています。
- ・また、議決権行使のプロセスおよび行使結果は、定期的に社外取締役の出席する取締役会等に報告しています。
- ・議決権行使の結果および主な議決権行使の事例は以下のとおりです。

<議決権行使の結果>

議案項目	議案数	賛成	不賛同
会社提案	2, 5 1 0	2, 5 0 7	3
①剰余金処分	5 4 7	5 4 5	2
②取締役の選任（解任）	8 9 8	8 9 7	1
③監査役・会計監査役の選任（解任）	5 5 4	5 5 4	0
④役員報酬・賞与	1 6 0	1 6 0	0
⑤役員の退職慰労金・弔慰金	5 9	5 9	0
⑥新株予約権の発行および株式報酬	3 3	3 3	0
⑦組織改編関連	6	6	0
⑧定款変更	1 3 8	1 3 8	0
⑨買収防衛策	3 0	3 0	0
⑩その他	8 5	8 5	0
株主提案	1 2 3	0	1 2 3
合 計	2, 6 3 3	2, 5 0 7	1 2 6

<議決権行使事例：不賛同とした議案>

事例 剰余金処分：株主還元姿勢が低位
<ul style="list-style-type: none"> ・当該企業は、業績堅調で内部留保も充実していたが、配当性向が当社基準を下回っていた。対話を通じて株主還元方針を確認したが、株主還元意識が低く、今後も配当性向が改善する可能性は低いと判断し、不賛同とした。

<議決権行使事例：議決権行使基準に抵触したものの、賛成とした議案>

事例 監査役の選任：監査役会の出席率改善を確認
<ul style="list-style-type: none"> ・社外監査役の監査役会の出席が不十分であったが、対話を通じ、昨年の途中で監査役会をテレビ会議でも開催する運営としたこと、遠距離移動が無くなり出席率が向上したため、今回の総会でも候補者としたことの説明があったため、賛成とした。

- ・なお、当社は、個別の投資先企業ごとの議決権行使の結果は、当該企業との建設的な対話等に影響を及ぼす可能性があると考えているため、公表を控えさせていただきますが、当社の活動をご理解いただくため、議決権行使の考え方、賛否判断の基準、議決権行使結果の集計、不賛同事例等を公表しております。

3. 取組の振り返り

- ・当社は、2014年、日本版スチュワードシップ・コードに、株主としてその趣旨に賛同し、本コードを受け入れ、当社方針を策定・公表しました。その後、2017年のコード改訂を受け、当社方針も見直ししております。
- ・投資先企業との対話に際しては、決算状況、経営戦略、株主還元、事業リスク、ESGへの取り組みなど多角的な視点に立って取り組み、持続的な成長を支援することに努めてきました。その中で、特に重要な論点がある企業には、当社の問題意識を伝えるとともに投資先企業の状況もヒアリングし、意見交換を行うよう努めております。
- ・議決権行使に際しては、当社ガイドラインに照らして精査しております。精査においては定型的・短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、必要に応じて投資先企業との対話を実施したうえで、中長期的な企業価値向上等につながるよう取り組んでおります。また、当社の考え方をご理解いただくため、議決権行使結果に加え、議決権行使の主な事例をお示ししています。
- ・これらスチュワードシップ活動は、毎年9月に本紙「スチュワードシップ活動の概況報告」として、社外取締役が出席する取締役会に報告するとともに对外公表を行い、当社の取組を理解していただくよう努めております。

4. 今後の取組・課題

- ・当社は、投資先企業との対話によって企業価値向上や持続的成長を促す観点から、今後も一層対話の質の向上を図っていく必要があると考えております。従来以上に「目的を持った建設的な対話」を推進するため、個別企業の現状を踏まえた対話を強化するなど取組の内容も見直してまいります。
- ・議決権の行使では、単に賛否の判断を行うだけではなく、対話を通じて当社の考えを投資先企業と共有し、引き続き問題の改善に努めてまいります。
- ・また、議決権行使に係る賛否判断の基準は、会社法改正等を踏まえ、2020年3月に一部見直しを行いましたが、投資先企業の業績動向や社会環境の変化等を踏まえて、定期的な見直しを検討してまいります。

以 上